

国立がん研究センター 女性活躍推進法 行動計画

女性が活躍できる職場及び生活環境を向上させるため女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づき、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

2. 課題

○課題 1：管理職に占める女性労働者の割合が基準である 20%には達しているが、25%に達していない。

○課題 2：男性育児休業取得者が少ない。

3. 数値目標

○目標 1：管理職に占める女性労働者の割合を上げる。

○目標 2：男性の育児休業者の割合を上げる。

4. 取組内容及び取組時期

○取組 1：女性管理職を 4 名増にする。

- ・平成 28 年 4 月～ 昇任が女性にとって不利になっていないか検討、対象職員にアンケート実施
- ・平成 29 年 4 月～ 課題分析、対象者ヒアリング、管理職育成研修実施
- ・平成 30 年 4 月～ 職場長ヒアリング、女性管理職の採用及び昇任について検討、管理職育成研修実施
- ・平成 31 年 4 月～ 女性管理職の採用及び昇任について実施

○取組 2：男性の育児休業者を 2 名にする。

- ・平成 28 年 4 月～ 育児休業が男性にとって取りづらくなっていないか検討、対象職員にアンケート実施
- ・平成 29 年 4 月～ 課題分析、対象者ヒアリング
- ・平成 30 年 4 月～ 職場長ヒアリング

○取組 3 : テレワーク導入検討

- ・平成 28 年 4 月～ 制度設計、インフラ準備、テレワーク制度研修、セキュリティ検討、職員アンケート実施
- ・平成 29 年 4 月～ 課題検討、職員向け研修実施
- ・平成 30 年 4 月～ テレワーク導入検討
- ・平成 31 年 4 月～ テレワーク導入予定

○取組 4 : 産前休暇取得期間延長検討

- ・平成 28 年 4 月～ 出産予定日前から 6 週間で 8 週間に拡大を検討
- ・平成 29 年 4 月～ 産前休暇取得期間延長実施予定

○取組 5 : 働くママ交流会実施

- ・平成 28 年 4 月～ 情報共有や意見交換会のため働くママ交流会実施